

平成23年度

議会基本条例検討特別委員会報告書

平成24年2月

1 経過

平成22年8月18日に第1回目の議会基本条例検討特別委員会を開催して以来、平成22年度は3回、平成23年度は6回と計9回に及ぶ協議を重ねてきた。

特に、平成23年度の第5回以降第8回までは、議員が半数ずつに分かれて部会を組織し、検討事項すべてについて意見交換した。

平成24年2月14日には、中間報告書のとりまとめの協議を実施した。

今回は、その途中経過を報告するとともに、引き続き検討を重ねていく内容も報告する。

		開催日
22年度	第1回	平成22年 8月18日
	第2回	平成22年11月 8日
	第3回	平成23年 3月 7日
23年度	第4回	平成23年 7月15日
	第5回	平成23年 9月26日
	第6回	平成23年10月28日
	第7回	平成23年12月19日
	第8回	平成24年 1月27日
	第9回	平成24年 2月14日

2 議会改革検討事項

テーマ	(1) 議会制度改革	(2) 開かれた議会
趣旨	議会活動のあり方や活性化など、議会制度全般にわたり検証し、住民に信頼される議会となるよう、議会改革を検討する。	議会活動が住民にとって身近な存在になるよう、住民への情報発信方法や直接対話する機会を設けるなど、開かれた議会をめざした取り組みを検討する。
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ①議員定数について ②議員報酬について ③政務調査費について ④会議の運営について ⑤反問権について ⑥議長交際費について ⑦議員同士の討議について ⑧議会調査権について 	<ul style="list-style-type: none"> ①議会報告会等について ②休日議会・夜間議会について ③議会中継について ④議会だよりについて ⑤議会ホームページについて ⑥会議の公開について ⑦模擬議会の開催について

3 協議結果

(1) 議会制度改革

①議員定数について

平成23年5月2日公布の地方自治法の一部改正で議員定数の上限が撤廃されたが、それ以前より各自治体においては定数削減する機運が高まり、本議会でも平成19年5月に定数を18人から15人へ削減したところである。

部会では「他の自治体に追随する考え方もあろうが、住民の権利として定数を位置づけ大口独自の決め方もあるのではないか」、「民主主義なので住民の意見を採り入れるためにも定数を減らすことに疑問」、「議員としての仕事を住民に理解してもらうことで、定数、報酬という話になるのではないか」、「若い人が立候補するには、報酬含めて検討すべきではないか」、「今以上に定数が減ると委員会の構成人数が少なくなってしまう、機能しなくなつては困る」など意見が出された。

協議の結果、定数の変更は、議会運営上支障をきたす恐れもあり、これ以上減らす必要はないとの結論に至った。

②議員報酬について

部会では「議員報酬は、法的には奉俸であり、生活給ではないとある。こうした背景から年金生活者が多いのも事実である。しかし、報酬については仕事に見合った対価と考えるべきあり、議員活動がわかるように伝えてこそ理解への第一歩である」、「協議の際には、議員定数＝議員報酬＝コストの問題になる」、「市に比べると報酬にかなりの差があるが、県下の町村では一番高い報酬になっている。住民は報酬が高くてもいいと思っているのか」、「行財政改革の中で削減することは容易だが、一方で議会機能が低下することが危惧される」、「議員報酬は、公務員の給与ベースが上がるにつれて上がってきたが、公務員の給与が下がり出したときには下がっていない」、「住民の側からすると議員報酬が少ないと思っている人はいない」、「この問題は住民に聞く必要がある。多い、少ないそれぞれの理由を聞いたうえで、協議が必要ではないか」、「若い人が出られるために報酬を上げないといけないと言ったら、議員はボランティアでよいと言われた。結局、発想の次元が違うので、こうした考え方も含めて考えないといけない」などの意見が出された。

協議の結果、引き続き検討を進めることとした。

③政務調査費について

政務調査費は、大口町議会政務調査費交付に関する条例及び同条例施行規則で交付対象、交付額、収支報告書の提出、使途基準まで決められている。

部会では「月額換算で5千円なのに、名古屋市のように50万円もあるかのよ

うに住民が誤解している。現状をしっかりとお知らせしていくことが必要ではないか」、「政務調査費は、目的に応じて執行した額で精算するので活動が制約される」、「政務調査費の中に日当が含まれていることに疑問」、「個人ではなく会派で使うものなので、視察というかたちになってしまう」、「一人会派でもOKなので、個人でも使えるが、個人にするかどうかは取り決めだと思う」などの意見が出された。

協議の結果、会派に支払われる費用だが、議員活動のためのものであるので今後も引き続き検討を進めることとした。

④会議の運営について

部会では「一般質問の一問一答で最初の質問くらいは町長に答えてほしい」、「一般質問の最初は町長が答弁すべきで、詳細については部長とする方がよいのではないか」、「一般質問は部長、質疑は課長で分担しているが、やめてもよいのではないか」、「一般質問の所要時間、第1回目の回答については、議会運営委員会での検討に委ねてはどうか」、「現状をよりよくするために、民意を反映させるために、大局的な方向付けをするのが一般質問の趣旨であるので町長が示すべきではないか」、「請願と陳情の手続きを見直ししてはどうか」など意見が出された。

一般質問に対する町執行部側の回答方法の見直しを求める意見や一般質問の趣旨を問う意見、請願・陳情の手続きの見直しを求める意見など引き続き検討を進めていくこととした。

⑤反問権について

反問権とは、町長や町の職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、反問することができるもので、政策論争するために町側へ与えるものである。

部会では「反問権を認めるにしても、ある程度の条件や範囲を決める必要がある」、「広い意味で、質問に対する確認の反問権なら問題ない」、「反問に対して、果たして受け答えができるかどうか疑問。議員側にそれだけの資質があるのかどうか。事務局職員の体制強化も必要になる」、「誰が、誰に対して、反問するのか。個人か、議会全体か、会派か」、「データのなものについては、答えられない」、「行政以上にスペシャリストにならないといけない。議員の立場ではスペシャリストになる必要はないので、反問権はない方がよい」、「議案質疑や答弁の中ではよいが、一般質問は議員に与えられた権利なので、使われるのはどうか」、「議員が一般質問を通告し、逆に通告なしの反問権でやられたら答えられない」、「今のままで認めると議会の活性化に反することになるかもしれない」などの意見が出された。

協議の結果、反問権を認めるには、まだしっかり議論が必要で早いとの判断をし、今後も引き続き検討を進めていくこととした。

⑥議長交際費について

部会では「ホームページである程度公開されており、支出上問題はない」、「支出対象の見直しが必要。特に自治功労者を見直しをしてはどうか。自治功労者があって、自治会功労者がいないのはなぜか。功労のほとんどが公職者ばかりで民間人はいない」などの意見が出された。

協議の結果、支出基準の見直し、抑制が図られていることから現状のままでよいとの結論に至った。

⑦議員同士の討議について

部会では「自分たちの意見を議会の中で反映させようというのが趣旨だと思う」、「議員同士の討議は、自由討議ととらえてよい」、「委員会、協議会ではない場での議員同士の意見交換はよい」、「町執行部のいない方がよいときもあるのではないか」、「通知といっしょに事前に資料を配付してくれるとありがたい」、「本会議では難しいかもしれないが、委員会では逆にやりたい」などの意見が出された。

意見の内容を見ると、自由な討議を望む意見が目立つ一方、討論資料の事前配布の意見も出され、協議の過程で改善を図った。今後は、さらに自由な討議ができるよう、引き続き検討を進めていくこととした。

⑧議会調査権について

調査権とは、地方自治法第100条により、町の事務全般にわたって調査する権限である。一般に「100条調査権」と呼ばれているものである。

部会では、「議員個人に与えられたものではなく、議会に与えられたものである」、「検討項目としては意味がない」などの意見が出された。

よって、地方自治法に定められたものでよいとの意見であった。

(2) 開かれた議会

①議会報告会等について

アンケート結果を見ると、議会だよりを読まない、知らないという人がいる。議会で何を決議し、住民生活にどのように反映していくのかその決定のプロセスを示していくことが議会や議会広報の使命である。

三重県の伊賀市では、議員自ら地区や地域に出向いて集会を開き、説明や対話する取り組みを実践している。

部会では「議会活動の一環で報告会を開催するという位置づけが必要ではないか」、「パワーポイントなどに要点をまとめて、同じ資料で説明してはどうか」、「3つの小学校区で開催するのも一案。何回やるかは別」、「説明会を区会開催のタイミングで地区役員を対象に実施してはどうか」、「党の施策がどうこうではなく、議会としての考え（コンセプト）をきちんと伝えることが大事である」、「定例会

の報告だけでいいのか、また住民より質問されたときの対処方法、回答要旨の統一が必要」、「開催するには、ある程度の人数も必要」「議会活動を理解していただくひとつの足掛かりとしてやっていく気持ちが大事である」などの意見が出された。

議会報告会等を実施した場合に想定される事案をあらかじめ議員全員で協議が必要とのことで、今後も引き続き検討を進めていくこととした。

②休日議会・夜間議会について

平成23年7月1日現在の県下の町村議会実態調査によれば、県下の町村議会では、開催されていないのが現状である。

部会では「必要性はわかるが、データをとってから慎重に判断すべきではないか」、「夜間議会は現実的には、難しいのではないか」、「開催するにあたり、町執行部側の人件費もかかる」、「やり方如何では議会中継同様、税金の無駄遣いと言われかねない」、「定例会をインターネットで録画再生できればよい」などの意見が出された。

広く周知するアイデアとしては評価できるが、休日や夜間の議会を検討しなければならない背景をもう一度整理することと、実施する場合にインターネットやPCの活用、実施時期や時間帯、コスト面なども含めて実効性があるかどうか、今後も引き続き検討を進めていくこととした。

③議会中継について

平成23年7月1日現在の県下の町村議会実態調査によれば、議会中継については、中継手段はさまざまであるが何らかの中継をしているところが、17議会中8議会実施している。一方、コストの見直しや利用実績の低迷により取りやめる議会も出てきているのが現状である。

部会では、「まず他の議会の利用実績並びに運用方法を調査してはどうか」、「税金の無駄遣いと言われかねない」、「ライブの必要性には疑問。むしろ内容だけ知りたいならば、録画ではどうか」、「家庭では見られないので、庁内ネットワークで公共施設にあるテレビに配信してはどうか」、「インターネットで録画視聴できるようにしてはどうか」などの意見が出された。

今後は、近隣市町議会の利用実績を調査し、運用のしやすさやランニングコストを意識した運用方法がないか、引き続き検討を進めていくこととした。

④議会だよりについて

現在、年4回（5月、8月、11月、2月）及び5月議長改選時の年5回発行している。

議会だよりのアンケートを見ると、あまり読まれていないのが現状である。

部会では「発行頻度や紙面の制約などの限界があるため、欠点としてタイムリ

一な内容を届けることが難しい」、「議会に対して関心がない結果、議会中継という話が出てくる。仮に定例会終了後に議会報告会を開催すると、議会だよりが後になるのでいいのか考える必要がある。また定例会終了後に開催すると、議会だよりの編集作業が大変になる」、「個々の議員の評決内容については、いつもわかっているのであえて掲載する必要はない。むしろ掲載する場合は賛否が拮抗しているときでよい」、「政務調査費について、掲載すべきではないか」などの意見が出された。

今後は、議会報告会の掲載方法も含め、編集作業や内容を議会広報常任委員会において、引き続き検討を進めていくこととした。

⑤議会ホームページについて

平成23年7月1日現在の県下の町村議会実態調査によれば、ほとんどの議会でホームページが開設されている。開設状況は、町村のホームページ内に置かれているのが現状で、議会単独で開設しているところはない。掲載内容は、議会だより、会期日程、会議録、議決結果一覧、一般質問通告事項、請願陳情処理状況、議長交際費など決まった結果の内容が多いのも特徴である。

部会では「会期日程や議事録など決まったものが多い」、「行政視察や委員会などの議員の活動状況を掲載してはどうか」、「会議録の検索機能が弱いのではないか」、「ホームページの閲覧回数はわからないのか」、「会議録の公開が遅いので、簡単な要約を早く掲載できないか」、「一般質問の通告内容を項目だけでなく、日にちや時間、内容の要約を掲載できないか」、「ホームページの場所をもっと目立つところに移動できないか」などの意見が出された。

今後は、平成24年度に予定されているソフトの更新に併せ、要望事項の改善を図ることとした。

⑥会議の公開について

現状では、定例会のほか、条件付きで委員会の公開が認められている。一方、全員協議会や委員会協議会は、任意の会議であるため決定する会議ではないので公開の定めをしていない。

部会では「委員会は傍聴可能であるので、ホームページでPRしてもよいのではないか」、「議事日程が公開されたときに、会議の内容を掲載してはどうか」などの意見が出された。

今後は、会議の公開ルールを明確化するために、引き続き検討を進めていくこととした。

⑦模擬議会の開催について

議場見学の際、子どもたちが議員席に座り質問し、議員が執行部席で質問に答える形で、議場内の雰囲気を経験してもらったことはあるが、平成14年8月に

町制40周年記念事業で実施して以降、模擬議会を開催したことはない。また、平成23年7月1日現在の県下の町村議会実態調査によれば、模擬議会を開催しているところがないのが現状である。

部会では「子ども議会というより、子どもの議場体験会(?)という印象を持ったので、町執行部にも出てもらわないとできない」、「模擬議会はあくまでも議会のPRが目的なので、町執行部が答える必要はないかもしれない」、「模擬といっても議場で答弁したものについて、一人歩きしないように、会議録の作成や手順を守っていただくことが前提になる」、「模擬議会では、質問に対して回答が必要になるので、議会の方でやるのかどうか検討が必要」などの意見が出された。

今後は、町制50周年記念事業でも検討されているが、何のためにやるのかその目的と位置づけ、実施方法を町執行部含めて検討する必要があるので、引き続き検討を進めていく。

【その他の意見】

○定例会の議事進行について

部会では「議長が答弁者を指名しているが、役職名がややこしいので、挙手の際自分で名乗ってはどうか」との意見が出され、議会運営委員会で提案してはどうかということになった。

○一般質問について

部会では「質問時間の90分について、以前より60分という数字も出ていたが議会運営委員会に諮ってはどうか」、「時間短縮のために前日でもいいので、最初の答弁書をいただきたい」との意見が出され、議会運営委員会で検討することとなった。

その結果、質問時間については、平成24年2月23日の議会運営委員会において、本年6月議会から60分とするという結論に達した。

さらに、一般質問の意義として「大局的な見地から質問することが大前提」との意見も出され、現状のあり方に問題提起する意見もあった。

○議会だよりのアンケート結果について

部会では「以前の内容と変わっていない。今折角議論しているので内容をもう少し踏み込んだ具体的なものにしてはどうか」など追加項目の提案があった。

○広報無線について

部会では「一般質問の開催日だけでなく、質問者とその内容もアナウンスしてはどうか」、「ホームページより広報無線の方が、効果があるのではないか」などの意見が出された。

議会基本条例検討特別委員会委員名簿

区 分	氏 名	議会制度改革 検討部会	開かれた議会 検討部会
委員長	齊 木 一 三	○部会長	
副委員長	柘 植 満		○部会長
委 員	江 幡 満 世 志		○
委 員	吉 田 正	○	
委 員	伊 藤 浩		○
委 員	前 田 新 生	○	
委 員	大 島 保 憲		○
委 員	丹 羽 孝	○	
委 員	岡 孝 夫		○副部会長
委 員	土 田 進		○
委 員	宮 田 和 美	○	
委 員	酒 井 廣 治	○副部会長	
委 員	丹 羽 勉		○
委 員	木 野 春 徳		○
委 員	倉 知 敏 美	○	
計	15名	7名	8名

■平成24年度に向けた検討項目

(1) 平成23年度で合意できた項目

テーマ	(1) 議会制度改革について	(2) 開かれた議会について
検討事項	①議員定数について ⑥議長交際費について ⑧議会調査権について	④議会だよりについて ⑤議会ホームページについて

(2) 平成24年度引き続き検討を進める項目

テーマ	(1) 議会制度改革について	(2) 開かれた議会について
検討事項	②議員報酬について ③政務調査費について ④会議の運営について ⑤反問権について ⑦議員同士の討議について	①議会報告会等について ②休日議会・夜間議会について ③議会中継について ⑥会議の公開について ⑦模擬議会の開催について